

松田町寄ふれあい農林体験施設維持管理業務仕様書

指定管理者は、利用者及びその愛犬の安全確保に留意するとともに、関係法令を順守し、利用者及びその愛犬が快適な環境のもとで施設を利用できるよう、施設及び設備等の維持管理を行うこと。なお、施設及び設備等に故障等重大な不都合が生じた場合は、速やかに町に報告すること。

1 浄化槽維持管理業務

- (1) 体験実習館及びドッグラントイレの浄化槽設備が常に正常な機能を維持できるように、定期点検及び定期清掃を行うこと。
- (2) 点検等により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（補修・交換等）により対応すること。

2 施設清掃業務

- (1) 施設における日常清掃及び定期清掃を実施し、施設的美観と衛生を良好に保つこと。
- (2) 用具・備品等を適切な頻度・方法で清掃すること。

3 施設設備保守点検業務

- (1) 施設設備の日常的な点検を実施し、突発的な事故を未然に防ぎ、かつ、適正に機能するよう適切な保守管理を行うこと。

4 駐車場管理業務

- (1) 駐車場は効率的に駐車できるように管理すること。
- (2) 事故等の発生を未然に防ぐための適切な措置を講じること。

5 園内整備業務

- (1) 草むしり・草刈り・芝刈り・落ち葉清掃などを定期的に行い、利用者及びその愛犬が快適に施設を利用できるよう整備すること。
- (2) 樹木の剪定等を計画的に行い、指定管理区域内の美観を保つこと。
- (3) 地域の特性上発生することが予想される害虫等の被害から、利用者及びその愛犬を守るための適切な措置を講じること。

6 その他、町が施設の維持管理に必要と認める業務